

令和7年度佐賀県農薬指導士 養成研修及び認定試験 実施要領

1 開催日時 令和8年1月14日(水)～15日(木)

2 場所 アバンセ 第4研修室(佐賀市天神三丁目2-11)

3 受講資格

佐賀県農薬指導士認定事業実施要領 2 の 2(1)のイの(ア)の①～④の条件のいずれかに該当し、かつ、(イ)及び(ウ)の条件を満たす者等とする。

佐賀県農薬指導士認定事業実施要領 第2の2(1)のイ

受講資格は、次の(ア)、(イ)、(ウ)のとおりとする。

(ア)養成研修にあつては、現に勤務している事業所が佐賀県内にあり次の①～④の条件のいずれかに

該当する者等とし、更新研修にあつては、農薬指導士で認定期間を更新しようとする者とする。

- ① 満20歳以上の農薬販売者又はその従業員で現に農薬の販売業務に従事している者のうち、実務経験が概ね2年以上ある者
- ② 満20歳以上の防除業者又はその従業員で現に防除業務に従事している者のうち、実務経験が概ね2年以上の者
- ③ 満20歳以上のゴルフ場従業員等で、現に防除業務に従事している者のうち、実務経験が概ね2年以上の者
- ④ 満20歳以上で、農薬使用者に対して指導する立場である者のうち、実務経験が概ね2年以上の者

(イ)受講者については、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であつてはならない。

a暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

b暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

c暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

d自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

e暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

f暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

g暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(ウ) (イ)のbからgまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であつてはならない。

4 研修カリキュラム及び認定試験 別紙カリキュラムを参照ください。

5 研修費用およびテキスト

(1)研修費用:無料

(2)テキスト 農薬概説 2025(一社 日本植物防疫協会)

なお、「農薬概説 2025(税込:2,750円)」は、日本植物防疫協会の「JPPA オンラインストア」から購入し、当日持参ください。



JPPA オンラインストア
QRコード

6 申込

以下の書類を令和7年12月12日(金)までに郵送又はFAXにて県農業経営課あて提出ください。

- ア 養成研修受講申請書（別記様式第1号）
- イ 履歴書

7 農業指導士の認定

- (1) 養成研修受講者は、すべての養成研修を受講し（途中からの参加、途中退席等は不可）、かつ認定試験で70点以上の者を当該試験の合格者とし、「農業指導士」として認定します。
- (2) 合格認定者には、令和8年3月1日付けで認定証を交付します（令和8年2月発送予定）

8 試験結果の情報提供

佐賀県農業指導士認定試験の受験者本人は、試験結果に関する情報の提供を受けることができます。受験者本人であることを証明する書類（免許書等）を持参の上、午前8時30分から午後5時までの間に農業経営課へ直接おいで下さい。ただし、土曜日、日曜日、及び祝日等の閉庁日を除きます。

※試験結果の情報提供は受験者本人以外にはできません。

※電話、はがき等による情報提供はできません。

提供内容	提供期間	提供場所
得点	令和8年3月1日から1か月間	農林水産部農業経営課 佐賀市城内一丁目1番59号

9 お問い合わせ先

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号
佐賀県農林水産部 農業経営課 環境保全型農業担当 河濟、成富
TEL:0952-25-7120(直通) FAX:0952-25-7272
E-mail:kankyuhoz@pref.saga.lg.jp

この要請研修の実施に伴い御提出いただいた個人情報、受験資格確認のためのみに使用し、それ以外の目的のために使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県個人情報保護方針 (<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>) で定めています。